



総行市第53号
令和元年10月1日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局市町村課長
(公印省略)

避難住民に関する特定の事務の告示の一部改正について（通知）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出がありましたので、平成23年総務省告示第488号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第5条第1項の規定による届出があった件）の一部を改正し、同条第3項の規定に基づき、告示しました。

法第6条第1項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難先団体に通知した避難住民に係る告示に規定された事務は、法第6条第2項の規定に基づき避難先団体が処理することとなります。貴職におかれては、法の適切な運用について格別のご配慮をいただくとともに、貴都道府県の関係部局及び貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(連絡先)

総務省自治行政局市町村課 井口、豊田

電話：03-5253-5516

FAX：03-5253-5592

E-mail：shichousonka01@soumu.go.jp



総行市第54号
令和元年10月1日

内閣総理大臣 殿

総務大臣

避難住民に関する特定の事務の告示について（通知）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき、別添のとおり当該届出をした指定市町村の名称並びに当該届出に係る事務の範囲を通知します。

(別添)

届出をした指定市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)	子ども・子育て支援法第三十条の五、第三十条の十一の規定により市町村が処理することとされている事務

届出をした指定町村の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)	子ども・子育て支援法第三十条の五、第三十条の十一の規定により市町村が処理することとされている事務